

和泉教指第1782号
平成28年9月7日

和泉市個人情報保護審査会
会長 松田 聰子 様

和泉市教育委員会教育長 藤原 明

学校・警察相互連絡制度による個人情報の収集及び提供について（諮問）

学校・警察相互連絡制度協定書締結（以下「本制度」という。）に伴う個人情報の収集及び外部提供について、和泉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第3項第6号及び第9条第1項第6号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問理由

現在、青少年の非行やいじめ等問題行動の多様化、深刻化にともない、犯罪被害に巻き込まれる事象が増加している状況となっています。

児童・生徒の健全育成のためには非行やいじめ等問題行動、犯罪被害防止及び安全確保の観点から学校と警察がそれぞれの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、緊密な連携の下に効果的な対応を図ることが必要です。

そこで、和泉市教育委員会及び大阪府警察本部が協定書を結び、非行やいじめ等問題行動、犯罪被害の防止及び安全確保に関し、必要な情報の連絡を相互に取り合う連携を行うことにより、青少年の健全育成を図ろうとするものです。

本制度において、児童・生徒の個人情報を収集・外部提供することがあるため、条例第8条第3項第6号及び第9条第1項第6号の規定に基づき、児童・生徒の個人情報を収集し、及び外部提供することについて、諮問します。

2 連携を行う関係機関

- ① 和泉市教育委員会並びに和泉市立小学校・中学校及び義務教育学校（以下「学校等」という。）
- ② 大阪府警察本部及び大阪府内の警察署（以下「警察署等」という。）

3 連絡対象事案

(1) 学校等から警察署等への連絡対象事案

児童・生徒の非行やいじめ等問題行動、犯罪被害の未然防止及び安全確保に関するもののうち、校長が警察署長との連携を特に必要と認める事案

(2) 警察署等から学校等への連絡対象事案

逮捕事案、ぐ犯その他の非行事案等及び児童・生徒の被害に係る事案で、警察署長が校長との連携を特に必要と認める事案

4 連絡事項（利用する個人情報の内容）

連絡対象事案に係る児童・生徒の健全育成に資するため、校長又は警察署長が連絡を必要と認める児童・生徒の次の個人情報を利用します。

個人情報の内容	必要な理由
①「学校名」	当該児童・生徒の特定のため必要
②「氏名」	
③「生年月日」	
④「住所」	
⑤「事案の概要」	相互連携して当該児童への適切な指導を図るため必要

5 利用の必要性（公益上の必要、相当な理由）

児童・生徒の健全育成を図る上で、非行やいじめ等問題行動、犯罪被害防止及び安全確保のための適切な指導・支援を行うためには対象となる児童・生徒の情報を適確に共有することが必要であり、当該児童・生徒の特定に必要な個人情報の連携は不可欠である。

6 連絡方法

連絡対象事案を取り扱った校長若しくは警察署長又は校長若しくは警察署長が指定した者が、電話又は面接による口頭連絡により行う。

7 個人情報の保護措置

- ① 関係機関は、相互に提供された情報について、本協定の趣旨を逸脱した取扱いを禁止し、管理を適切に行います。（情報の管理については、口頭連絡による情報を紙媒体にのみ記録し、鍵のかかるロッカーにて保管し適正に対応します。）
- ② 本制度をもって、警察等から児童・生徒の個人情報提供の要請を行うことはありません。（警察等の捜査のため、学校に対して児童・生徒の個人情報を求める場合は、法令に基づき行われます。）
- ③ 連絡対象事案に関係した児童・生徒への対応に当たっては、本制度の趣旨を踏まえ、相互連絡の内容のみによって児童・生徒に不利益を与えることはありません。

児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定書（案）

和泉市教育委員会（以下「甲」という。）及び大阪府警察本部（以下「乙」という。）は、青少年の非行やいじめ等問題行動の多様化、深刻化及び犯罪被害の現状を踏まえ、児童・生徒の非行及び犯罪被害の防止を図り、健全育成対策を効果的に推進するため、相互の連携に関し次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、児童・生徒の健全育成のため、非行やいじめ等問題行動、犯罪被害防止及び安全確保について学校と警察がそれぞれの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、緊密な連携の下に効果的な対応を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この協定に基づく制度の名称を「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度」と称する。

（関係機関）

第3条 この協定において連携を行う関係機関は、次に掲げるものとする。

- （1）甲及び和泉市立小・中学校及び義務教育学校（以下「学校等」という。）
- （2）乙及び大阪府内の警察署（以下「警察署等」という。）

（連携の内容）

第4条 関係機関は、非行やいじめ等問題行動、犯罪被害の防止及び安全確保に関し、必要な情報の連絡を行うものとする。

2 関係機関は、非行やいじめ等問題行動、犯罪被害の防止及び安全確保に関し、必要に応じて協議を行い、具体的な対策を講ずるものとする。

（連絡対象事案）

第5条 この協定に係る相互連絡の対象事案（以下「連絡対象事案」という。）は、次の事案とする。

- （1）学校等から警察署等への連絡対象事案
児童・生徒の非行やいじめ等問題行動、犯罪被害の未然防止及び安全確保に関するもののうち、校長が警察署長との連携を特に必要と認める事案
- （2）警察署等から学校等への連絡対象事案
逮捕事案、ぐ犯その他の非行事案等及び児童・生徒の被害に係る事案で、警察署長が校長との連携を特に必要と認める事案

（連絡事項）

第6条 この協定に係る相互連絡の範囲は、連絡対象事案に関係する児童・生徒の健全育成に資するため、校長又は警察署長が連絡を必要と認める事項とする。

(連絡の方法)

第7条 この協定に係る相互連絡の方法は、連絡対象事案を取り扱った校長若しくは警察署長又は校長若しくは警察署長が指定した者が、電話又は面接による口頭連絡により、速やかに行うものとする。

(適正な情報管理)

第8条 関係機関は、相互に提供された情報について、本協定の趣旨を逸脱した取扱いは厳にこれを禁じ、管理を適正に行うものとする。

(不利益対応の防止)

第9条 連絡対象事案に関係した児童・生徒への対応に当たっては、本制度の趣旨を踏まえ、相互連絡の内容のみによって児童・生徒に不利益を与えないものとする。

(協 議)

第10条 本協定を円滑に実施するため、第3条に定める関係機関は、必要に応じて協議を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第11条 本協定の実施にかかる費用は、関係機関がそれぞれ負担するものとする。

(施行年月日)

第12条 本協定に基づく「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度」は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(検 討)

第13条 本協定について必要があると認めるときは、甲、乙は相互に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

甲 和泉市教育委員会

教 育 長 藤 原 明

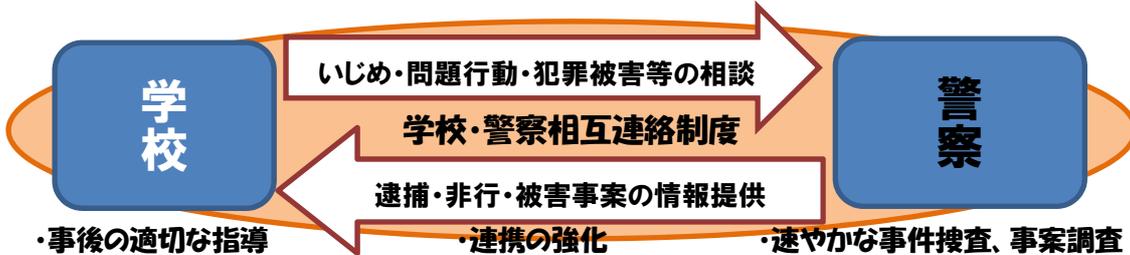
乙 大阪府警察本部

○ ○ ○ ○ ○ ○

「学校・警察相互連絡制度の協定書」締結について

【目的】

児童・生徒の健全育成のため、非行やいじめ等問題行動、犯罪被害防止及び安全確保について、学校と警察がそれぞれの役割を果たし、緊密な連携の下に効果的な対応が求められています。これらの現状を踏まえ、和泉市立小中学校及び義務教育学校と和泉警察署の間で、児童・生徒の逮捕や非行、犯罪被害等の未然防止及び安全確保に関するものうち、警察署長と校長との連携を特に必要と認める事案について相互に連絡を行うにあたり、協定を締結するものである。



【経緯】

- 学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について
(平成14年5月27日付 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)
 - ・学校と警察等の関係機関との間で情報連携だけでなく、行動連携が必要。
- 大阪府教育委員会と大阪府警察本部との間で「学校・警察相互連絡制度」を締結
(平成20年3月31日付 大阪府立学校を対象に同年5月1日より運用開始)
 - ※平成25年4月1日現在、全都道府県において都道府県警察本部と都道府県教育委員会との間で構築。
- 「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)
 - ・いじめの防止等のための基本方針の中にも警察との連携強化が示される
- 大阪府内市町村教育委員会と大阪府警察本部との間で「学校・警察相互連絡制度」順次締結
※平成28年7月現在、大阪府内25市町村で協定締結、運用開始(別紙参照)
- 川崎市における中学1年生殺人事件に係るタスクフォース(平成27年3月)
(文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)「学校と警察の連携に係る緊急調査」実施。
未然防止を図るための対応方策の一つに連絡制度協定締結が盛り込まれる。

【参考資料】

○和泉市の取組み・状況

・和泉市のいじめ認知件数

	H24	H25	H26	H27
小学校	47	62	77	142
中学校	38	66	82	65

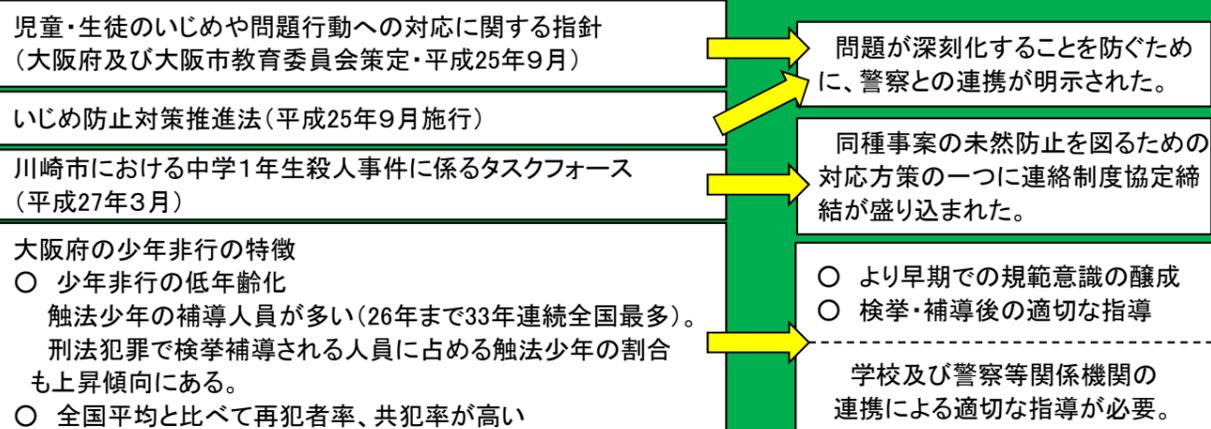
・和泉市の暴力行為件数

	H24	H25	H26	H27
小学校	13	22	24	45
中学校	114	140	140	86

- ・生徒指導支援員等支援人材の活用(H27～)
- ・スクールカウンセラー(SC)の市費配置の拡充(中学校は、府費で全校配置)
(小学校21校中 H24/8校 → H28/14校)
- ・スクールソーシャルワーカー(SSW)の拡充(H28年度 3名)
(H24/1名・420時間 → H28/3名・1200時間)
- ・いじめ対応リーフレット「許さないぞ!いじめ」発行(平成25年3月)
- ・いじめの対応についての教職員向け通信発行(平成28年7月)
- ・教育相談の充実…市教育センターにおける電話相談、来所相談体制、府・市等の相談窓口の周知

児童・生徒の健全育成に関する「学校・警察相互連絡制度」の拡充について

背景



対象

警察本部と各市町村教育委員会との間で協定を締結する。

「学校・警察相互連絡制度」の協定締結による相互連携の強化促進

児童・生徒の非行問題等に関して、学校と警察の相互連絡について明確に示した本制度の協定締結により、以下のメリットが期待できる。

協定締結のメリット

- ① 児童・生徒に係る情報交換の根拠ができる
 現在は、学警連絡会や訪問等の機会に、非行事案や犯罪被害未然防止等連携が必要と認められる事案について、相互に連絡等を取り合っているものの、協定が締結されれば、児童・生徒に係る対象事案については、本協定を根拠に児童・生徒の個人情報も含めて必要な情報を相互に連絡し合うことができる。
- ② 適切な指導が可能となる
 現在は、生徒の逮捕事案、ぐ犯その他の非行事案及び児童・生徒の被害に係る事案に関する情報が学校現場に届いておらず、事後の適切な指導ができていない現状である。
 特に、管轄する警察署以外の場所で、児童・生徒の非行事案が起こった場合は、学校に情報が入らず、当該児童・生徒に対する学校内での事後指導ができない状況である。
 本制度を締結すれば、管轄警察署以外の場所での逮捕事案や非行事案についても、取り扱い警察署から管轄警察署に情報が入り、学校へ連絡をすることができるため、適切な事後指導が可能となる。
- ③ 警察署(少年係)への相談がしやすくなる
 相互連絡制度が締結されれば、いじめ相談をはじめ、幅広い相談を学校が警察署に行うようになることから、速やかな事件捜査・事案調査へと結びつくものと思料される。
 また、警察署から学校に対しても、これまで以上に学校に対して、必要な情報を連絡することになるので、更なる連携強化が期待できる。

～ 各市町村教育委員会と大阪府警察本部との協定(イメージ) ～

目的

児童・生徒の健全育成のため、非行やいじめ等問題行動、犯罪被害防止及び安全確保について、学校と警察がそれぞれの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、緊密な連携の下に効果的な対応を図ることを目的とする。

連携を行う関係機関

管轄の警察署と市町村立小学校、中学校(一部市立高等学校及び市立特別支援学校)

連絡対象事案

警察から学校へ

逮捕事案、ぐ犯その他の非行事案等及び児童・生徒の被害に係る事案で、警察署長が校長との連携を特に必要と認める事案

学校から警察へ

児童・生徒の非行、犯罪被害の未然防止及び安全確保に関するものうち、校長が警察署長との連携を特に必要と認める事案

連絡事項

相互連絡の範囲は、連絡対象事案に係る児童・生徒の健全育成に資するため、校長又は警察署長が連絡を必要と認める事項とする。

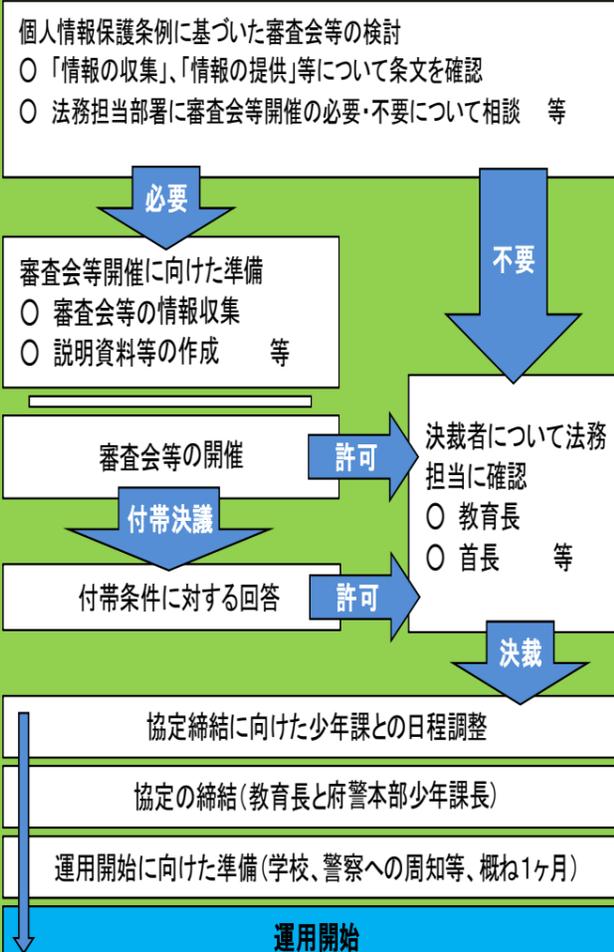
連絡の方法

相互連絡の方法は、連絡対象事案を取り扱った校長若しくは警察署長又は校長若しくは警察署長が指定した者が、電話又は面接による口頭連絡により速やかに行う。

留意事項

- ◇ 相互に提供された情報について、本協定の趣旨を逸脱した取扱いを厳にこれを禁じ、管理を適正に行う。
- ◇ 連絡対象事案に係る児童・生徒への対応に当たっては、本制度の趣旨を踏まえ、相互連絡の内容のみによって児童・生徒に不利益を与えないものとする。

「学校・警察相互連絡制度」の協定締結・運用開始までの流れ(例)



「学校・警察相互連絡制度」の協定締結状況 ※平成28年7月現在

協定を締結した教育委員会			
市町村	締結年月	運用開始	
1 泉大津市	H26. 5	H26. 7	
2 河内長野市	H26. 7	H26. 9	
3 枚方市	H26. 9	H26. 10	
4 泉佐野市	H26. 11	H27. 4	
5 富田林市	H27. 1	H27. 2	
6 太子町	H27. 1	H27. 2	
7 交野市	H27. 2	H27. 4	
8 熊取町	H27. 3	H27. 5	
9 藤井寺市	H27. 3	H27. 5	
10 東大阪市	H27. 5	H27. 6	
11 貝塚市	H27. 5	H27. 6	
12 松原市	H27. 5	H27. 7	
13 羽曳野市	H27. 5	H27. 7	
14 大阪狭山市	H27. 9	H27. 10	
15 柏原市	H28. 2	H28. 4	
16 千早赤阪村	H28. 2	H28. 4	
17 阪南市	H28. 2	H28. 5	
18 岬町	H28. 3	H28. 4	
19 田尻町	H28. 3	H28. 4	
20 守口市	H28. 3	H28. 4	
21 岸和田市	H28. 4	H28. 6	
22 茨木市	H28. 5	H28. 6	
23 河南町	H28. 5	H28. 6	
24 寝屋川市	H28. 6	H28. 7	
25 高槻市	H28. 6	H28. 7	
協定締結数	25市町村		

※ 大阪府教育委員会とは平成20年5月から制度の運用を開始している。



府内各警察署と相互連携を実施
 ※ 緊急の場合を除き、管轄の警察署から連絡が行われる。

「学校・警察相互連絡制度」問い合わせ
 大阪府警察本部生活安全部少年課 少年育成室
 06-6943-1234
 内線 30770、30796、30773